

◎議 事 日 程 (第 1号)

平成19年 4月23日 (月曜日) 午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 市長招集あいさつ
日程第4 報告第1号 平成18年度愛西市一般会計事故繰越し繰越し計算書について
日程第5 議案第36号 愛西市税条例の一部改正について
日程第6 議案第37号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第7 議案第38号 消防車両 (はしご車) 購入契約の締結について
日程第8 委員会付託の省略について
日程第9 議案第36号 愛西市税条例の一部改正について
日程第10 議案第37号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第11 議案第38号 消防車両 (はしご車) 購入契約の締結について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員 (30名)

1番	前 田 芙美子 君	2番	鷺 野 聰 明 君
3番	三 輪 久 之 君	4番	日 永 貴 章 君
5番	吉 川 三津子 君	6番	榎 本 雅 夫 君
7番	岩 間 泰 彦 君	8番	田 中 秀 彦 君
9番	村 上 守 国 君	10番	真 野 和 久 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	八 木 一 君
13番	近 藤 健 一 君	14番	小 沢 照 子 君
15番	後 藤 和 巳 君	16番	堀 田 清 君
17番	加 藤 和 之 君	18番	古 江 寛 昭 君
19番	大 島 功 君	20番	大 宮 吉 満 君
21番	永 井 千 年 君	22番	黒 田 国 昭 君
23番	中 村 文 子 君	24番	加 藤 敏 彦 君
25番	加 賀 博 君	26番	宮 本 和 子 君
27番	石 崎 たか子 君	28番	佐 藤 勇 君
29番	太 田 芳 郎 君	30番	柴 田 義 継 君

◎欠 席 議 員 (なし)

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	副市長	山田信行君
教育長	青木萬生君	会計室長	杉山政男君
総務部長	中野正三君	企画部長	石原光君
教育部長	山崎敏次君	経済建設部長	篠田義房君
		市民生活・	
上下水道部長	若山富士夫君	保健部長	八木富夫君
福祉部長	加賀和彦君	消防長	古川一己君
佐屋		立田	
総合支所長	藤松岳文君	総合支所長	飯田十志博君
八開		佐織	
総合支所長	水谷正君	総合支所長	伊藤忠俊君
保険年金課長	水谷辰也君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤辰雄	議事課長	服部秀三
書記	田尾武広		

午前10時00分 開会

○議長（佐藤 勇君）

全員御出席でございますので、ただいまから平成19年第2回愛西市議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本日の臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において13番・近藤健一議員、14番・小沢照子議員、この御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期等につきましては、4月16日に議会運営委員会が開催され、日程等を御協議していただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

委員長、どうぞ。

○議会運営委員長（柴田義継君）

議会運営委員会は去る4月16日、委員の方々、そして正・副議長にも御出席をいただきまして、臨時会の日程について御協議いただきました結果、会期は本日1日限りと決定いたしました。以上、報告いたします。

○議長（佐藤 勇君）

本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りいたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・市長招集あいさつ

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第3・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

平成19年の第2回臨時会をお願い申し上げました。議員の皆様方におかれましては、年度初めで、それぞれ御多用の中、全員の御出席をいただきましてありがとうございました。

昨日も19年度の市の消防観閲式にそれぞれお出かけをいただきまして、ありがとうございます。きょうは、お手元の議案の内容に基づき、税条例の例年によります改正と消防車両の購入契約の締結についてを御審議賜りたく思います。それぞれ御審議いただき、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

きのう、隣の市長選などへも出かけてまいりました。議員の皆様方にはそれぞれ御交流の中でいろんな御判断といいますか、感想がおありだったと思います。これからも私どもはそうしたことと連携をとりながら進めてまいりたいと思っております。よろしくようお願いを申し上げ、会の冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・報告第1号（報告）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第4・報告第1号：平成18年度愛西市一般会計事故繰越し繰越計算書について報告をお願いいたします。

○企画部長（石原 光君）

それでは報告第1号：平成18年度愛西市一般会計事故繰越し繰越計算書について、御報告並びに御説明をさせていただきます。

平成18年度愛西市一般会計の事故繰り越しがあったので、別紙繰越計算書のとおり報告をする。本日提出、市長名でございます。

3枚目の繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

計算書に記載のとおり、今回繰り越しをいたしました経費につきましては、道路改築工事に係る経費 2,436万円を19年度に繰り越しをしたものでございます。繰り越しをいたしました理由につきましては、説明欄に記載してございますように、工事現場内において、支障物件である電柱4本の工期内移設が不可能となりまして、年度内完成が困難となり工期延長せざるを得なくなったため、繰り越しをお願いしたものでございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議案第36号（提案説明・質疑）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第5・議案第36号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（中野正三君）

それでは、議案第36号：愛西市税条例の一部改正について、提案及び内容の説明をさせていただきます。

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからです。

1枚おめくりください。

愛西市条例第14号：愛西市税条例の一部を改正する条例。

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を次のように改正するものですが、改正内容につきましては議案第36号、資料2の概要で説明させていただきますので、ごらんをいただきたいと思います。

では、A3の4枚の資料でお願いいたします。

第23条は市民税の納税義務者を規定しておりますが、第1条で第5号を追加することによります字句の加入と、第5号として法人課税信託の引き受けを行う個人で、市内に事務所または事業所があるものは法人とみなして、法人税割額により課することができるということを追加するものでございます。

第2項及び第3項は、第1項第5号を追加することによる改正でございます。

第31条第2項は、第23条の改正によるもので、いずれも信託法の施行の日から適用するものでございます。

第95条、たばこ税の税率の改正は、附則の特例税率で課税をしていたものを、本則、本条でございますが、第95条を現行課税に合わせる改正で、課税の変更はございません。

2ページをお願いいたします。

第131条第5項は、地方税法施行令の改正によるものでございます。

下に行きまして、附則第10条の2の第5項第2号及び第6項は地方税法施行令附則の改正によるもので、第7項は項の追加でございます。これは、平成19年1月1日に存在しておりました住宅のうち、65歳以上の高齢者の方及び介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方、または障害者である方が居住するもの、借家を除くものでございますが、居住するもので、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事が完了したもののについて、当該住宅に係る固定資産税の税額、1戸当たり100平米分までを限度といたしますが、改修工事費、この改修工事費につきましては、補助金を差し引きまして、自己負担分が30万円以上のものでございますが、完了した年の翌年分に限り3分の1の固定資産税を減免するものでございます。

下に移りまして、附則第11条の3第1項の追加は、鉄軌道用地の価格の特例でございます。平成19年度分の評価替えの対象となる鉄軌道用地は複合利用鉄軌道用地で、利用状況により面積を案分し評価替えを行うもので、価格等の修正または決定は平成19年9月30日までに行うものでございます。愛西市におきましては、名鉄津島線の高架部分の貸し駐車場となっている用地が対象となるものでございます。現在、駐車場として評価しておりますので、軌道用地と案分する形となります。税額としては、8万円ほど減額の見込みとなっております。

第2項につきましては、平成19年度分を比準する規定でございます。

3ページをお願いいたします。

附則16条の2は、たばこ税の税率の特例規定で、第1項は先ほどの第95条で本則に改めますので削るものでございます。第2項及び第3項は、これにより字句の改正と繰り上げをするも

のでございます。

下段の附則第17条の2第3項は、租税特別措置法の改正に伴うものでございます。

4ページをお願いいたします。

附則第19条の2第1項は証券取引法の改正に伴うもので、法律の施行の日から適用するものでございます。

附則第19条の3及び附則第20条第7項、附則第20条の4第3項の3件につきましては、適用期限の延長でございます。

附則第20条の5第1項は、保険料控除で個人市民税の課税の特例でございますが、第1項につきましてはフランスとの租税条約の規定に基づき、居住者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、その保険料の一定の金額を限度として、その年の総所得金額から控除するもので、第2項は申告の控除規定を準用及び読みかえるものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、議案第36号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

#### ○21番（永井千年君）

それではまず、この概要説明の中でお尋ねしたいと思います。

2ページの新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告のことでありますが、例えば木造で、床とか手すりやふろやその他の改修をしていくものについて、具体的な事例をちょっと挙げていただいて、これは30万以上のものということになりますが、1年に限り3分の1の減額ということになりますと、どの程度の金額になるものなのか、このバリアフリー増改築の平均的な数値なんかもしお手元にありましたら、少し事例を挙げて説明していただけないでしょうか。

それから4ページですが、附則第19条の3、附則第20条第7項に字句の訂正というふうに書いてありますが、要するに附則第19条の3については、従来、株式譲渡益というのが2割だったものを、貯金から株式にシフトしようという国の方針のもとに、5年間を限定して1割にしているということだろうと思うんですが、これが、今愛西市の場合の昨年の事例でもいいですけど、どの程度の影響があるのか。期限切れで、例えばこの条例改正をしないと、延長せずに2割に戻すということになりますと、増収としてはどの程度図られるものなのか。全国的な数字なども国会で議論されておりますが、そうしたものを見ますと、他の改正に比べてこれが一番大きな数字になっていると思いますので、ぜひこれは、昨年の事例数値で結構でありますので、説明をいただきたいと思います。

それから、その下の附則第20条の第7項については、エンジェル税制とかベンチャー企業に対するものかどうかという話もお聞きをいたしました。これについても具体的な適用の事例というものが昨年度はあるのかどうか、教えていただきたいと思います。

全体としてほかのいろいろな字句訂正というふうに書いてありますので、何か文言が変わる

だけみたいな感じで、こっちの改正案の方に中身が十分書いてないものについては十分わかりにくいわけでありますが、全体として今幾つかのことについてお尋ねしましたが、そのほかのものも含めて影響額というのはプラスとマイナスとどのようになるのか、たばこ税なども含めて説明をいただきたいというふうに思います。

#### ○総務部長（中野正三君）

1点目のバリアフリーの件でございます。これは個々にはまる家屋がそれぞれ異なりますので、例えば例ということでお話ございましたのであれでございますが、例えば私ども昭和54年、今から28年前に建築した建物で149平米というものを想定をした経緯がございます。このものにつきましては、平成19年度、今年度の課税におきましては評価額が254万8,000円、税額が3万5,672円という税額でございます。これを実は3分の1を100平米に換算して、なおかつ3分の1にすると、100平米にすると3万5,672円が149分の100になりますが、2万3,928円になります。この3分の1、7,976円というものが年間の税額、家屋に限る税額でございますが、3万5,672円から7,976円を引くというのがこの1点でございます。

それから、次の附則第19条の3の上場株式の譲渡の場合の市民税の影響ということでございます。これは、18年度の市民税におきましては2,175万5,000円というものを持っております。ですから、これが影響額の中で出てくるということでございます。これは市が2%になっておりますが、これが3%になるということでございますので、1.5倍となるということでございます。

それから附則第20条第7項のベンチャー企業云々の件でございますが、これは平成9年度からこのものが出ております。全国的には企業への直接投資というものはあるようには聞いておりますが、私ども17年中の18年度課税でございますが、ここにおいては該当者はございません。そういう内容でございます。

延長等によって生じてくるものにおきましては、今申し上げましたような上場株式の株の関係は私ども対象者を持っておりますので、その関係は出てまいります。ですから、延長することによって、その3%、2%で掛けているものにおいては出てまいります。あと、ここにお願ひしてございました改修の部分の3分の1のものについては、今後所有者の方たちから申請を受けるといふ形になりますので、バリアフリーの関係につきましては来年度以降のところそのものが出てまいりますので、この点についてははっきりとした額のつかみようが現時点ではないということでございます。バリアフリーをやられるかどうかの問題になってくるわけです。それから鉄軌道用地におきましては、8万円弱の減額が19年度から出てくるというふうでございます。以上でございます。

#### ○21番（永井千年君）

バリアフリーの話については、これは今149平米での事例で挙げられましたが、これは修理するわけですね。修理すると、その修理の部分の固定資産税のはね返りというのはどういう形で出てくるんでしょうか。7,976円減額になるというのは、もとの固定資産税が減額になるという話で、新たな増改築によってふえる部分について、その関係を見ないと実際に減額にな

るかどうかというのはわかりませんよね。その点、もう一度、実際に減額になるのかどうか説明をいただきたいと思います。

それから、先ほど附則第19条の3の関係で、2%から3%になるから1.5倍という話がありましたけれども、市民税に限定してという話ではなくて、全体として2割、2割が1割ということで、その負担してみえる方が、実際に延長がなくなって2割になった場合について、例えば18年度で市民税の記録から見ると、あとの所得税や県民税なども含めてどういう金額になるのかということもお尋ねをしたかったものですから、ちょっと広げて説明いただけないでしょうか。

それから、たばこ税の影響の金額についてもお願いします。

#### ○総務部長（中野正三君）

バリアフリーの関係ですけど、今この改修におきましては、手すりをされたり段差をなくされたりして、おふろ場の手すり等の改修とかという形が大半だろうと思っております。固定資産税におきまして、家屋の評価におきましては、家屋を全体に改修するような大幅な改修でない、内部の一部改修におきましては評価をしておりますので、また今の手すり等をつけるものにおける評価を再度させていただくという形はとっておりませんので、影響としてはないかと思っております。

それから附則第19条の3の税額2,170万ほどが本市の税金と17年中のものですね、18年度課税の、これが2%でございます。これの約5倍が1割になりますので1億1,000万ほどになるうかと。それが今議員が御指摘の全体としてふえる、倍になるという額になるうかと思いません。

それからたばこにつきましては、先ほど申しましたように、附則で課税をしておりました。その附則を廃止して本則に、附則を本則に改める。ということはこの1ページでございますが、附則で3,064円、1,000本当たり。これをずうっと本則で3,064円でやってきました。附則として3,298円でやってきました。今回この附則を本則の方へ、高いものに改めて、附則の方を消すという形でございますので、課税していたものについては変更ございませんので、よろしく願いいたします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他にないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第37号（提案説明・質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第6・議案第37号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは議案第37号をお願いいたします。

愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、改正をする必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第15号：愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を次のように改正する。第2条第2項及び第13条中「53万円」を「56万円」に改めるものでございます。内容につきましては、議案第37号の資料にて説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表というのをごらんいただきたいと思えます。

最初に第2条のところで課税額となっております。今回の改正につきましては、第2条第2項の基礎課税額、医療分に係ります基礎賦課額の限度額を「53万円」より「56万円」に引き上げ改正するものでございます。

次に第13条でございますが、13条につきましても国民健康保険税の減額を言っております。第2条第2項の基礎課税額より均等割額及び世帯別の平等割額を減額いたしまして得た額、すなわち軽減額の賦課額限度額を「53万円」より「56万円」に改正するものでございます。

附則の方へお戻りをいただきたいと思えます。

附則といたしまして、施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行をし、平成19年4月1日から適用するものでございます。適用区分といたしましては、改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勇君）

次に、議案第37号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

国民健康保険税条例の改正について4点ほど質問いたします。

第1点は、この改正は国の方では国保加入世帯で限度額の5%以上を超えた場合に見直しを行うということで始まっているようなんですが、この愛西市におきまして上限53万円の世帯割合ですね、今何%かということをもまず第1にお尋ねいたします。

それから2番目に、その上限額が53万から56万になるわけですが、それによって国保税の税収はどれだけふえてくるのかと、見込みをお尋ねいたします。

第3点は国保税会計そのものですが、19年度はこれまでの一般会計からの繰り入れを減らしてきていると思うんですが、今上げなければやっていけないのかどうかという点についてお尋ねをいたします。

第4点は、この間、議会でも日本共産党議員団が取り上げておりますが、この国保税や医療費の減免についての考え方、この4点についてお尋ねをいたします。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

まず、私の方から最初の世帯割のパーセントと申しますか、18年度をベースにおきましては全世帯で9,478世帯あるようでございますので、限度額オーバーの方が457世帯でございますので4.82%ほどございます。それと、今回のこの改正によりましての影響額と申しますか、3万円限度額がオーバーになることによつての金額につきましては、約1,300万円ほど前後かというふうに思っております。

以下2点については、担当課長の方から御答弁させていただきますので、お願いをいたします。

○保険年金課長（水谷辰也君）

それでは3点目の財政運営的なお尋ねでございますが、税率についてのお尋ねかとお聞きしました。確かに19年度当初予算ベースといたしましては、一般会計からのその他繰り入れという部分について、かなり減額を強いられております。当然、今まで多額な繰り入れをしていただいておりますが、合併当時の申し合わせによりまして最低税率で推移を今年度、19年度も含め3年間経過をしようとしておりますけれども、御質問の中にごございましたように、一般会計からの財源的な補てんが大きく減となった。そしてもう1点、平成20年度から新たに後期高齢者医療制度の導入が待っております。したがって、この制度の導入によりまして国保の税の賦課の形態そのものが変更を強いられておる現状でございます。したがって、この新しい制度につきましても国保税に占める賦課の形態、あるいは影響額そのものが現段階では明らかになっておりません関係上、確たる数値を今現在申し上げることができませんけれども、少なくとも現行の税率のままで推移をすることは、担当レベルのサイドでは無理なのではないかなという程度の認識は持っております。

それから最後のそれに関連をいたしまして、税の減免等についてのお尋ねでございます。これにつきましても、今のところ現行の制度で運用をしていくという考えでおりますけれども、先ほど申し上げましたように、後期高齢者医療制度の導入の影響というものがどの程度出てくるかというのがまだ見えない段階でございます。したがって、そういった状況等を今後逐次精査をいたしまして、そういった方針に反映せざるを得ないということであれば、そういった方向も含めて検討をしてみたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に御質問ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

◎日程第7・議案第38号（提案説明・質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第7・議案第38号：消防車両（はしご車）購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（古川一己君）

それでは失礼いたします。

議案第38号：消防車両（はしご車）購入契約の締結について。

下記のとおり消防車両（はしご車）購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び愛西市議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年愛西市条例第49号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成19年4月23日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 契約の目的、消防車両（はしご車）購入契約。2. 契約の方法といたしましては、指名競争入札による契約でございます。3. 契約の金額でございますけれども、1億7,272万5,000円。4の契約の相手方は、愛知県名古屋市中区栄5丁目1番35号、株式会社モリタ名古屋支店、支店長中川竜太郎。5. 納入期限でございますけれども、平成19年10月25日、約180日間を見ております。なお、提案理由といたしましては、消防車両、はしご車の購入のために必要があるからでございます。

なお、本日議案資料といたしまして、去る4月11日執行いたしました指名競争入札の執行調書、また仮契約書、また附属資料といたしまして、はしご車の仕様書を提出させていただいておりますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（佐藤 勇君）

次に、議案第38号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは何点かについてお尋ねをいたします。

まず第1点目として、今回の38号の資料の中で指名競争入札の結果が出ておりますが、指名競争入札の中で入札参加者として2社ということになっております。そのうちの1社が1回目の入札から辞退という状況になっておりますが、この状況について、理由などわかれば説明をお願いしたいと思います。同時に、そもそもこの入札が2社しかないという中で、結果的に1社で行われたということになりますが、ほかにこうした業者がないのかどうかについても説明をお願いします。

それと、契約金額と予定金額が極めて類似している状況になっておりますが、そうした点、これは1社しかなかったということもありますけれども、まず一つは予定価格そのものの算定の仕方が、これだけ業者が少なくなってしまうと、算出根拠そのものが業者がつくっている費用

に似てしまうんじゃないかというふうに思うんですけども、こうした予定価格の設定の問題はどういうふうに決められているのか。

それと、今回極めてこうした近い形になっていますが、愛西市が今回購入する予定のはしご車と同規模、同程度のはしご車を購入された自治体の動きについて御存じであるならば、そことの価格の比較、その点についてお尋ねしたいと思います。

○消防長（古川一己君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず2社で指名競争入札ということで、1社が指名の辞退ということでございますけれども、これにつきましては辞退届が出ておまして、それによりまして、都合により入札を辞退するというような辞退届でございます。なお、その内容については現在把握をしてございません。また、2社以外にほかのメーカーと申しますか、製作会社はないかということでございますけれども、あと1社は外国製になりますので、その部分は除かせていただいております。また契約金額と予定価格とが余りにも近いのではないかと申すことで、予定価格の設定方法というような御質問でございますけれども、これにつきましては私ども消防会でございますけれども、あくまでもいろいろ各消防本部の整備等の状況、また仕様書等の交換等もしております、そこでの実績を踏まえた予定価格ということで設定をさせていただいております。

なお、今回の最後の質問で、他の市で整備したところということでございますけれども、これに類似した機能、一部仕様が違いますけれども、桑名市の消防本部の方で、平成17年度にこのような車両を整備しておりますので、そのような桑名市との購入契約金額と私どもの仕様の一部が違いますけれども、そう大差はなくて思っております。以上でございます。

○10番（真野和久君）

まず一つお尋ねしますけれども、今回都合により辞退ということで、一たん指名で入札するという参加のあれはあったんですね、一応。それで今回辞退ということで、それについてはこうした場合ペナルティーとかはあるんでしょうか。

それから、桑名市について金額がわかれば教えてください。

○企画部長（石原 光君）

入札の辞退の関係でございますが、私ども市の方に、建設工事等関係市関係入札者心得書というものをつくっております。これは業者さんに対しての入札の際の心得書でございますけれども、その中に入札の辞退という規定も設けておりして、その一規定の中にペナルティーというお話でございましたけれども、入札を辞退した者が、これを理由として以後の指名等についても不利益な取り扱いを受けるものではないという規定を設けておりますので、特段ペナルティーを科すというような形はとっておりません。ただ、いろんな状況もケース・ケースによって出てまいりますので、最終的な決定については指名審査会の中でよく議論をし、その段階で決定をさせていただいているというのが現状でございます。以上です。

○消防長（古川一己君）

桑名市さんの関係でございますけれども、これはあくまでも仕様が一部違うということをお

理解いただきたいと思います。桑名市さんの実績は1億7,640万でございます。以上でございます。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第8・委員会付託の省略について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議案第36号から議案第38号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第36号から議案第38号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第36号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第9・議案第36号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論のある方、発言を許します。

○21番（永井千年君）

この税条例の一部改正については、先ほども質疑をいたしましたように、最も問題なのは、17年度以来高齢者を中心とした大変な増税を押しつけながら、そしてこの6月には定率減税の廃止というのを行う一方で、5年間の期限つきだったこの税率10%をさらに1年延ばすと。この内容については、全国の国が示している数字については2,353億円の影響があるというふうに言われていますが、これは住民税の均等割の1,349億円をはるかに上回る金額で、一方で重税を押しつけながら、他方でこのような金持ち優遇税制を存続させるというようなやり方を認めるわけにはいきません。さらに、バリアフリー税制のことについても、今回の中身としてあるわけですが、これらについては進めるべき内容だと思いますが、先ほどの1年延長、税率1割を存続するということについての影響額からしますと、その100分の1ほどの影響額しかないんですね。そういう点で、今回の税制改正全体については富裕層優遇、金持ち優遇の改正と言わざるを得ないというふうに思います。

以上の理由で、この条例には反対といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論ございませんか。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論のある方、どうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第36号を採決いたします。

議案第36号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第10・議案第37号（討論・採決）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第10・議案第37号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方、どうぞ。

##### ○24番（加藤敏彦君）

議案第37号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の討論を行います。

質疑の中でも明らかなように、1点には課税限度額上限を超える世帯の割合がまだ5%まで至っていないと。能力に応じて税を払うのは基本であります。バランス的にまだ5%を超えていない状態で、見直す必要性がないというふうに判断いたします。

それから2点目には、国保会計は今年度一般会計からの繰り入れを削り、その理由としては医療費があまり伸びていなくて、一般会計からの繰り入れを減らしてもいいという健全な状況の中で、値上げをしていく必要性が逆に矛盾を生じているというふうに思いますし、住民からいっても納得できないことだと思います。さらに、20年度から始まります後期高齢者医療の導入について、その影響の実態がまだ明らかでないという状態で、その試算をできないという点も矛盾であります。さらに国民健康保険制度の減免については、現行制度で行くという答弁がありましたが、医療費の減免については、条例の中でもそのことを行わなければならないということになっており、そういう点では職務怠慢ではないかという点もつけ加えて、反対の討論といたします。

##### ○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方、どうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第38号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第11・議案第38号：消防車両（はしご車）購入契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第38号を採決いたします。

議案第38号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、ここで許可をいたします。

○市長（八木忠男君）

一言ごあいさつを申し上げます。

御提案させていただきました各議案、それぞれ御決定をいただきましてありがとうございます。先般も、県内の新年度予算の税収の市の状況が官庁速報に出ておりました。その内容であります。税収で1番は、1人当たりの税収が豊田市で30万ちょっと、およそ30万円であり

ます。そして最下位35番目は愛西市という状況であります。残念ながらその4割に満たない、およそ12万円ということで、これは担当にも確認をしました。そうした大変厳しい状況、財政力指数の面におきましても、今まで皆さん方に御報告しております0.65というような数値、新城市に次いで後から2番目という状況などなど、先ほど質問もいただきました国保税の点につきましても、いろんな内容については皆さん方に十二分に説明を申し上げながら、いろんな施策を進めてまいりたいと思っておりますし、厳しい状況があるということを認識の上でこの合併を選んだわけであります。過去のそれぞれの地域の状況を皆さん方十二分に御承知でありますし、これから将来に向けて力をつけるべく判断をしてみたいところでもありますので、そんな点も議員の皆さん方にもよろしく御理解をいただきたいと思っております。

先般の長崎市長さんのあつた残念な事件もありました。議員の皆さんもそうありますが、私ども理事者側は、職員としまして、市民の皆さんにいろんな場面場面で接遇・対応をしてみているところでもあります。そんな中でのいろんな状況があるかもしれませんが、以前、私も自宅の方に包丁を持って玄関で2時間ほど居座られたという状況も経験をしている一人ですが、十二分にいろんな場面場面、私どもも、あるいは議員の皆さん方も御留意をさせていただいて、それぞれのお立場で職務を進めていただきたく思います。

冒頭に選挙のお話もさせていただきました。いろんな皆さん方の御判断もおありかと思えますし、津島市の議会のある方の選挙は、お2人で自転車で本人ですということと同時に、たすきで2人のコンビで自転車で回ってみえました。その方がトップ当選のようでした。そしてきょうも朝、役所へ出向く前にそのお2方はまた十字路に立って頭を下げてみえました。そんな一つ一つが新しいニーズといいますか、市民、住民、選挙民の有権者の皆さんの目はいろんな角度からあるのかなあと、そんなことも感じたところでもあります。

少しあいさつが長くなってしまいましたけれども、またこれからいろんな立場で議員各位にはお世話になり、御指導いただくことが多々あるわけであります。よろしく願いを申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（佐藤 勇君）

これにて平成19年第2回愛西市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時55分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

愛西市議会  
議長

佐藤 勇

会議録署名議員  
第13番議員

近藤 健一

会議録署名議員  
第14番議員

小沢 照子